

議案第四十二号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区体育施設等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第三号）の一部を次のように
改正する。

別表第二中

杉並区井草森公園運動場

杉並区井草四丁目一二番一号

を

杉並区井草森公園運動場

杉並区井草四丁目一二番一号

杉並区柏^かの宮公園庭球場

杉並区浜田山二丁目五番一号

に

改める。

別表第三中

塚山公園運動場	
二時間につき	一面
二、五〇〇円	

(二) 運動場

塚山公園運動場	
二時間につき	一面
二、五〇〇円	

(二) 庭球場

施設の区分	柏 <small>かし</small> の宮公園庭球場
使用区分	二時間につき 一面
使用料	八〇円

(三) 運動場

改める。

附 則

1 この条例は、平成十六年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例別表第三(二)に規定する柏かしの宮公園庭球場の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

に

を

(提案理由)

柏^かの宮公園庭球場の使用料を定める等の必要がある。

かし
杉並区柏の宮公園庭球場配置図



S = 1 / 1, 500

かし
杉並区 柏の宮公園庭球場平面図

35.54m

テニスコート4面

日よけ

日よけ

防球フェンス

37.00m

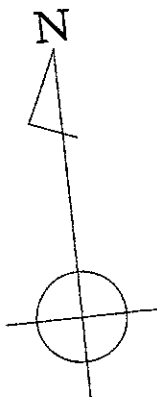
73.99m

36.99m

日よけ

日よけ

敷地面積
2,629.60㎡



S = 1 / 3 0 0

